

ひとまち 自然がきらめく 共生の郷 佐用

議会だより

佐用

第12号

平成20年11月5日発行

発行/佐用町議会

編集/議会広報特別委員会

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1

TEL. 0790-82-0668

FAX. 0790-82-0685



10月4日 ふれあいの祭典（南光子ども歌舞伎クラブ）

9月定例会

も く じ	決算委員会	2~4p
	主な議案	5~6p
	一般質問・町政を問う	7~14p
	委員会報告	15p
	行事、編集後記	16p



平成19年度 決算特別委員会 全会計認定

決算委員長報告

9月10日・11日の2日間、全議員で構成する決算特別委員会を開催し、平成19年度一般会計ならびに13特別会計水道事業企業会計の決算を審査し、全会計を認定することに決しました。

「決算」は予算に基づく収入と支出の結果をあらわすもので、議会が決定した予算が適正に執行されたか審査し、住民に代わって行政効果や経済効果を審査します。また、審査の結果は、次年度の予算編成や行政執行に活かされるものです。

合併に伴う課題事業、歳入額の減少等により町の財源は、今後、より厳しいものとなりますが、全職員あげて行政改革に取り組んでいただき町民が安心して暮らせる新町のまちづくりに取り組んでいただきますことを切に願うものであります。

委員長 森本 和生
副委員長 笹田 鈴香

主な質疑・応答

「財産に関する調書」について

委員 社会福祉協議会への出資金・出捐金を町が引き揚げているが、100万円残しているわけは。

財政課長 社協が設立されたときの基本財産である。

一般会計歳入

町税

委員 町税の不能欠損金があるが、改善されるのではないか。

税務課長 一気に解決できないが、改善されるのではないかと考えています。

委員 ゴルフ場関係会社の税滞納について。

町長 町の事業として行ったことなので責任は町にある。

委員 小集落事業に係る所有権移転の未登記問題について。

税務課長 勉強を始めている。

委員 多重債務に陥っている滞納者のサラ金の不当利得分の請求権を確保しないか。

委員 多重債務に陥っているが、そうしないための努力をどう行ったか。

税務課長 放置していたわけではなく、執行停止中に時効が成立したものの。

委員 多重債務に陥っている滞納者のサラ金の不当利得分の請求権を確保しないか。

諸収入

委員 貸付金の債権保全はできていますか。

福祉課長 対応しているが、処理できない件数もある。

一般会計歳出

議会費

委員 議長交際費の公開は、議会事務局長 いつでもできるようにしている。

総務費

委員 職員の時間外手当と時間外の管理について。

総務課長 課長が行っている。不在の場合は参事等上司。

委員 地域づくり協議会への運営助成金と活動助成金は、まちづくり課長 運営助成金は均等割と世帯割、活動助成金は実績による。佐用は5、704,000円、上月は2、461,000円、南光は3、014,000円、三日月は892,000円である。

委員 佐用チャンネルを多彩に活用するよう勉強せよ。

まちづくり課長 頑張っている。

民生費

委員 後期高齢者医療のシステム改修は町負担か。

福祉課長 600万円弱の補助があった。

委員 知的障害者通園補助金は継続するか。

福祉課長 障害者自立支援法の改正で消える可能性もある。

委員 けんこうの里三日月の今後の運営は。

町長 利用は少ないが、具体的な検討はしていない。

衛生費

委員 クリーンセンター資源化棟の業務管理委託料の増は。



クリーンセンター所長 人件費は減額できない。今後契約に注意したい。

委員 乳幼児健診の場所を分散しないか。

健康課長 経費、効率の面で一箇所ですべてやっている。

農林水産業費

委員 野生動物防護柵設置について。

農林振興課長 地域の要望にできるだけ応じたい。

委員 末包牧場の尿処理機停止状態の指導を。

副町長 指導は行う。

委員 地籍調査の進捗状況は、地籍調査課長 5%で、順調。

商工費

委員 若者定住のための雇用の場、企業誘致を。

商工観光課長 厳しい状況。

委員 商工会への貸付金は、町長 商工会として貸付事業を継続することが難しく、とありあえず、預けている状態。

土木費

委員 徳久バイパスの建設計

画を関係住民に説明を。

建設課長 事務的には進んでいる。説明は要望している。

消防費

委員 消防団の再編成について。

住民課長 団員数が少ない分団もあり、自治会と協議の上考えたい。

教育費

委員 19年度学力テストの結果公表をしないで良かったと思っているか。

教育長 そう認識している。

委員 スピカホールのピアノの保守点検料が高すぎないか。

町長 コンサート用で、特別な点検修理が必要。

反対討論

平岡 きぬえ

水道汚職事件が明るみになるなど不公正な入札制度の改革がおこなわれていない。産廃処理施設・才金ファーム進出問題は住民無視である。町税での差し押さえは、一年未満滞納ではなく、悪質な場合に限定せよ。固定資産税の未収金の8割・3億1千万円は

ゴルフ場関係の大口滞納だ。厳正な対策をしてこなかった町長の責任は重大だ。

さよさよサービスの毎日運行、タクシー利用回数削減、学童保育の全校区実施、保育士の正職員化、低利の融資制度創設、道路改良などを求める。本決算は、町の振興、福祉関係に不十分で不公正なもので認められない。

賛成討論

岡本 安夫

全国の各自治体は総務省の自治体健全化法に基づく財政4指標のチェックがあり、厳しい運営が求められている。国の「三位一体改革」と県の「行革プラン」など厳しい財政環境の下で、自主財源と依存財源の確保に懸命に努力され、管理経費の節減に最大の努力をされた結果が随所に見られる。

南光支所の建設、外出支援の車両購入、今話題の「さようちャンネル」の高度情報通信基盤の整備など、町民に必要な事業も堅実にされている。財政運営の効率化と健全化に細心の注意を払ったこの決算を認定するのに何ら問題はない。よって賛成討論とする。

賛成討論

矢内 作夫

当初予算約127億円、その後6度の補正を重ね決算額約137億円、その都度、使途説明を受け賛成をした。その結果が今日の決算である。反対する理由は全く無い。賛成する。

ただ今日求められているのは、一日でも早く、当町の身の丈に合った規模に再構築する事である。当町の標準財政規模は、約72億円と聞いている。それが137億円という現実がある。職員定数も例外の数、勿論、議員定数も例外ではない。今後この点を町民各位に説明をし合意の上で、身の丈に合った規模にする様、努力願う事を期待し賛成討論とする。

平成19年度会計別歳出決算額

一	般	会	計	136億1,379万円	賛成多数
特別会計	国民健康保険			22億8,767万円	賛成多数
	老人保健			31億7,974万円	賛成多数
	介護保険			16億7,162万円	賛成多数
	朝霧園			1億2,356万円	全員賛成
	簡易水道事業			9億1,281万円	賛成多数
	特定環境保全			9億4,299万円	全員賛成
	公共下水道事業			3億8,381万円	全員賛成
	生活排水処理事業			2億2,427万円	全員賛成
	西はりま天文台公園			1億1,570万円	全員賛成
	笹ヶ丘			2,427万円	全員賛成
	歯科保健			1,074万円	全員賛成
	宅地造成事業			2万円	全員賛成
	石井財産区			1億0,008万円	全員賛成
	農業共済事業			99億7,728万円	
	特別会計合計			3億5,911万円	全員賛成
水道事業会計					

特別会計

国民健康保険特別会計

委員 国保税の収入未済と滞納整理は。

税務課長 時効完成。町税と同様滞納整理を進めている。

委員 世帯平均の国保税は対前年比減になっているが。

住民課長 分析していない。

委員 資格証明書は、中学生以下の子どものいる世帯に発行したか。

町長 子どものいる家庭には十分注意して慎重に対応する。

反対討論 鍋島 裕文
共産党の町民アンケートには国保税引き下げの多くの声

が寄せられている。また、旧三日月町民は合併後3割もの増税だ。一般会計からの繰入で国保税を引き下げよ。子どもから保険証を取り上げるのは言語道断、止めるべきだ。

賛成討論 岡本 義次
国民健康保険は自営業者や

農業者など、被用者保険に加

入していない方を対象として

疾病、負傷等について必要な

給付を行う制度となっている。

これは医療を保険者と被保険者が一定割合で負担し、疾病

時の被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものである。

医師不足や高齢者が増え、時代とともに変わっていかねばならない。状況は厳しい。

不納欠損87万円、未収金6108万円と考慮する部分もあるが高齢化率31%、65歳以上6458人、75歳以上2763人と医療費増や昨今の経済状況悪から、少子高齢化特定健康改革等は、やむを得ない。

老人保健特別会計

委員 後期高齢者医療導入で、この会計は終わるが、国庫負担が減られ続けている。町長はどう受け止めているか。

町長 組合議会で、国の財政措置を十分してほしいと意見を採択している。

賛成討論 山本 幹雄
本会計については、先の全議員による決算特別委員会

で、慎重審議を行なった結果、

予算執行等において問題なく会計処理を行われており、よって賛成する。

介護保険特別会計

委員 保険料の不納欠損は。

健康課長 死亡、保護、転出等12人分。

委員 介護予防事業の実績は。

健康課長 特定高齢者611人。

委員 基金積み立ての要因は。

健康課長 ハイムゾンの返還金が多い。

反対討論 吉井 秀美
介護保険制度は、05年に居住費・食費の値上げ、06年に介護ベッドなどの利用制限でサービス削減を強行。

政府は介護給付費削減のため、予防事業を導入。07年度の佐用町の介護予防事業実績は、65歳以上6500人のうち対象者324人、実施したのはわずか98人で予算半分の執行であった。

町内の老人施設でも1000人を超える入所待ちの実態がある。

サービスは必要に応じてではなく、どれだけ払えるか、による制度上の欠陥がある。

一般会計繰り入れで、保険料の軽減措置を行うこと。

賛成討論 高木 照雄
本特別会計は、介護保険事業計画により、介護保険制度の見直しの中、地域支援事業により、高齢者、介護を必要とする方を対象とした介護予防事業などを実施し、介護施設等についても、職員は言うまでもなく、関係者の理解を得ながら、予算の執行を概ね計画どおり実行されたことを評価し、今後、高齢者、介護を必要とする方が、ますます増えてくると思うので、介護予防の一層の充実をはかり、運営面についても研究し取り組んでいただく事を要望し賛成討論とする。

簡易水道事業特別会計

委員 合併で、三日月の水道料の値上げがあつたが、全体で吸収できたのでは。

水道課長 今後厳しい運営になると、危機感を持っている。

賛成討論 山田 弘治
限られた事業予算の中で南部簡易水道脱機械設置工事を初めとする各工事を実施し、より安定した水道水の確保に努められ、又合併時の懸案事項であった、水道施設中央監視システム整備に取り組みむなど、その事業に取り組む姿勢は評価するものである。更に上月大酒水源の余裕ある水道水の有効活用についての課長答弁を高く評価するものである。

特定環境保全公共下水道事業特別会計

委員 浄化センターの管理委託先と契約内容は。

下水道課長 2ヶ所を株式会社、3ヶ所をクボタに一括契約。

る。他方前年度対比の有水率が下がっており、なお一層の有収水量の増水に努められる事を指摘し、佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての賛成討論とする。

簡易水道事業特別会計

委員 合併で、三日月の水道料の値上げがあつたが、全体で吸収できたのでは。

水道課長 今後厳しい運営になると、危機感を持っている。

賛成討論 山田 弘治
限られた事業予算の中で南部簡易水道脱機械設置工事を初めとする各工事を実施し、より安定した水道水の確保に努められ、又合併時の懸案事項であった、水道施設中央監視システム整備に取り組みむなど、その事業に取り組む姿勢は評価するものである。更に上月大酒水源の余裕ある水道水の有効活用についての課長答弁を高く評価するものである。

特定環境保全公共下水道事業特別会計

委員 浄化センターの管理委託先と契約内容は。

下水道課長 2ヶ所を株式会社、3ヶ所をクボタに一括契約。

笹ヶ丘荘特別会計

委員 ひまわり祭りの11万4千人の客は、笹ヶ丘に波及効果をもたらしたか。

商工観光課長 宿泊にはあまり影響はなかつたが、食事関係ではだいぶあった。

歯科保健特別会計

委員 診療報酬に影響する歯科衛生士の補充は。

健康課長 やつと見つかり、今年8月20日から就業している。

住基カード無料化

第二十三回定例会で条例の制定、一部条例の改正が審議され、すべて可決されました。内容は次の通りです。

★佐用町議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例改正について

可決
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、字句を改正するため。

★佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

可決
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定及び会議時間の改正を定めるため。（開会時間を午前10時から9時に繰り上げる）



★佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について

可決
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されるため、条例を改正する必要があるため。

★佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

可決
公益法人改革3法の改正に伴い、本条例の改正が必要となったため。（平成20年12月1日施行）

★佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

可決
住民基本台帳カードの普及を促進するため、期間を定めて交付手数料を無料とする本条例の一部改正を行うもの。

賛成討論 笹田 鈴香
住民基本台帳カードの無料

発行（平成23年3月31日まで）は、住民サービスの点では大変良いことだ。特に免許証や、パスポートを持っていない人にとっては身分証明書の代わりにもなり便利になる。

ところが、6月27日、閣議決定した「骨太の方針」、さらに「重点計画2008」では社会保障番号との関係の整理などを含めて具体的な検討をすすめるとしている。「国民総背番号制」国民監視体制づくり、危険な狙いがあるとの指摘がある。

国民の自由とプライバシー、納税者の権利の保障にかかわる危惧すべき重大な問題も含まれていることを指摘する。

★佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例

可決
休止料金の廃止及び月の途中での使用開始等に対する使用料の減額規定を設けるため。（下水道料金の休止料金の廃止）

★佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

可決
休止料金の廃止及び月の途中での使用開始等に対する使用料の減額規定を設けるため。（農業集落排水の休止料金の廃止）



▲農業集落排水施設（早瀬浄化センター）

★佐用町個別排水処理施設管理条例の一部改正について

可決
休止料金の廃止及び月の途中での使用開始等に対する使用料の減額規定を設けるため。（合併浄化槽の休止料金の廃止）

★佐用町昆虫館条例の制定について

可決
兵庫県から佐用町へ『昆虫館』が無償譲渡されるため。

「事故米」の食用転用 事件に関する意見書 全会一致可決

県出先機関存続

(佐用健康福祉事務所・
農業改良普及センター・土木事務所)

意見書

議長裁決で否決

「事故米」の食用転用事件に関する意見書

米穀加工販売会社「三笠フーズ」で発覚した、工業用「事故米」の食用への転用事件は、食の安全・安心・信頼を求める国民世論に真っ向から挑戦する許しがたい事件である。これを未然に防止できなかっただけでなく、1年前に「告発」がありながら、これを見抜けなかった農林水産省の責任は明白である。

今回の事件が冰山の一角でないことは明らかである。食品の偽装事件が後を絶たない食品業界にあって、三笠フーズだけが特殊だったとは思わず、徹底した説明と対策が必要である。

世界が食糧危機に直面するなかで、ミニマムアクセス米の輸入を強行し、多くの在庫を抱える中で起きているという事態は重要である。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、国内での米増産と備蓄制度も棚上げ方式にすることで、工業原料も確保できる。

よって、今回の事件の全容を解明するとともに、抜本的な防止対策や制度改善とともに、主食を輸入しなくても良い国を作るため、下記の実現を強く求める。

記

1. 今回の全容を徹底解明し公表すること
2. 今回のような事件を二度と起こさないよう万全の対策を実施すること。
3. 「事故米」は食用に転用ができないような対策をとること。今回転用されたすべてのルート、事例について公表すること。関連する会社の責任をはっきり解明すること
4. ミニマムアクセス米の輸入は止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

内閣総理大臣 麻生太郎 様
農林水産大臣 石破茂 様

兵庫県佐用郡佐用町議会議長 西岡正

佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所
の存続を求める

提案者 吉井 秀美

増加傾向の精神疾患の相談等保健所の役割は大きい。農業振興の指導拠点の廃止や土木事務所の縮小は町民生活に重大な支障をきたすため。

賛成討論

鍋島 裕文

賛成の第一の理由は、この3施設の廃止・縮小は町民生活に重大な支障をきたすものであり、断じて容認できないものである。第二は、「震災

での借金」と県は言うが、震災復興事業の7割は暮らしの再建と関係ない大型開発だ。また、長期にわたり持ち続けている「塩づけ土地」の金利も膨大だ。県の財政運営の失敗を町に押しつけるものだ。(賛成10・反対10、議長裁決で否決)

「事故米」の食用転用事件に関する

提案者 笹田 鈴香

事故米の食用転用が出来ない対策を講じるため。

賛成討論

金谷 英志

お菓子から病院、学校給食まで、佐用町においても輸入事故米の被害は広がっている。この事故米転用事件は、食材の安全性を信用して納入した業者・事業者も被害者であるといえる。

事故米の八割は海外からの輸入米・ミニマムアクセス米であり、事件の全容解明、対策は緊急の課題である。よって採択に賛成する。(全会一致で可決)

平成20年度補正予算

単位：千円

会計		補正額	合計
一般会計 (2号)		54,539	12,438,372
特別会計	国民健康保険 (1号)	24,223	2,007,848
	老人保健 (2号)	34,899	447,792
	介護保険 (1号)	15,865	1,793,525
	簡易水道事業 (1号)	4,827	968,243
	特定環境公共下水事業 (1号)	1,809	1,034,696
生活排水処理事業 (1号)		90	398,366

公平委員を選任 (任期は4年)

山根勝博・新任 (大島)

固定資産評価委員を選任 (任期は3年)

高下正尋・再任 (川原町)

釜内 宏・再任 (船越)

山下俊博・新任 (仁位)

春國靖夫・新任 (茶屋)

可決 高規格救急車1台購入(装備品の変更により)2446万円を2425万5千円に変更。

★物品購入契約の変更

可決 下水道異常通報等中央監視設備増設工事(マンホールポンプの接続工事)8,379万円を9,281万2,650円に変更。

★請負契約の変更

可決 佐用保育園、子育て支援センター建設用地(9231.12㎡)を、グローリー(株)より1億9,754万5,968円で購入。

★不動産売買契約の締結

一般質問

14人

が登壇



町政を問う

重要な住民サービス
直接点呼で安全・安心を



松尾 文雄

問 平成19年度末で、公用車216台の車両を保有しているが、「さよさよサービス」「スクールバス」「マイクロバス」「消防車・救急車」等、住民サービスに欠かせない存在である。

次の点について、伺う。
特殊車両が83台あるものの、職員数に比べ保有台数が多いのでは。

町長 計画的に削減・軽自動車化・バイク等の検討を今後進める。

問 運行管理（安全運転管理）の状況は。

町長 安全運転管理者7名・副管理者3名を選任、各部署に配置している。

問 さよさよサービスは、どのように行われているのか。

福祉課長 毎日の業務日誌・安全運転のための確認表（病気・疲労・飲酒はどうか）を自己申告に基いて保存している。

問 スクールバスについては。

町長 スクールバス9台を運行の内3台をホープ社に委託している。

問 ホープ社への委託内容は。

町長 車両の運転・整備・管理・燃料の購入・事故処理・自動車保険に係わる事故全般に関して委託している。

問 安全運転のための運行管

理体制は。

教育総務課長 遠隔地勤務のため、電話での点呼、健康状態・車両の状況等連絡を取り合う対応をさせている。

問 マイクロバスの使用要綱の中に、一日当り16,000円とあるが営業行為で違法性があるのではないか。

町長 若干問題もあるように思うので、今後検討していく。

要望 住民を運ぶという重要なサービスである。

運行管理を確実にし安全運転に勤めていただくことを願います。



▲さよさよサービスの車両

町民の希望する工事は どうなっているか



新田 俊一

問 佐用郡4町が合併してから、3年を迎えようとしているが、合併時引継がれた工事の達成率はどれ位か。建設課へ工事の要望件数は、何ヶ所位あり、何件終わって、残件数は何ヶ所か。今後の計画はどうなのか伺う。

町長 合併当初、旧4町からの主要な引継ぎ事業は、補助事業あるいは起債事業はほぼ完了し、あるいは解決の方向性ができたと思う。個々の集落の要望案件は420件あり、条件整備が整い次第、約300件弱の案件を概ね4〜5年で完成、あるいは目処がつくよう計画している。

問 原油高により、諸物価が高くなっているが、土木工事等について、積算見積は反映されているのか。オイルショック

クの時、原油高により諸物価のスライドが認められていたと思うが、今は聞いていない。例えば、土木積算の標準単価より、市場単価の方が20%から50%高くなっている現状で、この状況では、土木業者や建設業者の運営が厳しくなっていると思うが救済方法は考えているのか伺う。

町長 実設計にあたり、直近の積算歩掛及び単価を使用し積算を行っている。諸物価の単価のスライドについてであるが、町と請負者と建設工事請負契約書の第25条の各項に照らし、対処すべきものと考えている。この件は、全国的なものなので、具体的な案件が生じた時点で、兵庫県等の指導もいただき、協議の場を持ちたいと考えている。

また、町においても、財政が厳しいが、住民生活の向上、利便性を確保する意味での投資的事業は重要と考えている。
問 新聞等で局地的な集中豪雨による災害が報道されているが佐用町の対策は万全か。

ふるさと納税 応援寄附金



岡本 義次

町長 危険箇所基礎調査の実施をしている。今年度終了する予定である。調査が終了した段階で、危険箇所の情報マップ作成も予定している。



▲待たれる危険箇所情報マップ

問 ふる里納税制度が新しく、でき、佐用町のように、若者が街に出て、企業や若者が少ない、税収も少ない、この制度は佐用町にとって、大変有難い制度であると思う。この制度を職員に周知し、勉強会はされたか。

町長 全職員が4月中旬から延6回の研修会を開催、制度の主旨や内容を勉強した。

問 お盆に子供達が帰省した時町職員や教師達が、パンフレットを渡していくら手続きされたか。

町長 一人一人どうしたてなく職員戦略推進会議において全員で取り組んでいるところである。

問 私はお盆前に80枚用紙を持ち帰り、円光寺の子供兄弟が帰省された時お渡しして、説明し、各戸へ配布した。

新たに寄附をしてくださいと違い神戸市に住んでいて一割佐用に寄付してもらったら、その分、五千円を除き、神戸市が控除してくれる。

各地区なり自治会単位で説明会や各戸に願ひすれば、もっと多くの方に理解を得られると思うがどうか。
町長 東京での県人会や佐用

出身の職員にも渡している。
問 町長が佐用チャンネルで呼びかけられたり、副町長が県職員のおさぎりで会場で用紙を渡された事は良い事だと思っ。いま何件の金額いくらぐらい集まっているのか。

町長 いま始まったばかりで三百件が申込みされている。
問 この制度で得た寄附金でどのようなまちづくりの計画があるか。

町長 いま始まり、いくら位集まるのかわからないので出来る内容は具体的にまでいかない。これからも佐用チャンネル、広報、インターネットで自治会等にお願ひし、今年度限りでなく、これからも続きますので、議員の皆様にも協力をお願ひする。

問 限界集落は
町長 佐用町142のうち限界集落、準限界集落はいくらか。
町長 限界集落は16、準限界は46、存続集落は80である。



医療現場の危機と 医師不足を問う



石黒 永剛

医師不足を補うほどには至っていない。

町の現状は郡医師会のご尽力により、在宅当番制度ができています。救急では赤穂市や岡山県の病院に依存し、姫路方面には依存度が低い状況である。

問 町内の医療現場の現状と町民のみなさんからの声、また郡医師会からの要望などはどうか。

町長 郡医師会からは、医師不足、経営困難な状態から公的な支援を望まれている状態である。今後は、郡医師会の話も聞き、現状をしっかり踏まえるためにも協議を行っていききたい。

問 地域医療の現状をみて町当局として何がどうできるのか。

町長 他の地域から見ると恵まれた医療環境にあると思つ。今後は医療関係者と協議しながら医療水準を上げていきたい。

問 さよさよサービスも定着し利用者からも好評を得ている。



る。運行上での問題点等はあるか。

町長 年間3万人の方が利用している、旧町単位では利用の格差はあるが、利用されている方には歓迎されている制度と思つている。問題は、地域の利用格差と医療機関への利用のため午前中が集中するということが上げられる。

問 少子高齢化に伴い最近は協力性がなく団結して歩調を合わせようという気持ちにならず、自分本意が主体になり、考え方が裏返しになって来ている現在の世の中ではないでしょうか。その様な状態が多い中、先般の平松集落における武者踊りが開催され多くの人達の目を輝かせたことは佐用町無形文化財として誇りある行事であると思える。

一人ひとりの役が違っているにもかかわらず動作が激しいだけに若者でなければ出来ない状態ではないかと思う。

平松武者踊り実行委員長、自治会長、保存会会長を始め集落一丸となつて協力しあいながら伝えられている。存続出来る様に町として守っていけるようにしなければならぬと思う。この外にも三河のこども歌舞伎、平福の大名行列、獅子舞等町として一躍を担う行事を行政の立場と地域の人たちが協力し合い守っていかなければならない。

行政の立場から財政上厳しい時であります。今後の方針について伺いたい。

町長 町内には様々な伝統芸能が受け継がれている。平松



敏森 正勝

伝統芸能存続を

の武者踊りを私も練習の時、又、本番をみせていただいた。新ためて江戸時代から伝えられてきた武者踊り、集落の若い人達が武者や老婆等に扮して槍や刀をもち歌舞伎の合戦の場面を再現するという、外に例のない特徴のある踊りというものを認識させていた。実際に見てみて存続させていく事の大変さ、又、その内容等農村伝統芸能として貴重なものであり、この行事を今後とも受け継いでいきたいと思いを強くしたところである。

今後も町づくり地域づくりでの取り組みも提案しながら伝統文化、子ども教室などが行っている事業など各種財団の助成事業を活用して財政面においても支援をしていきたいと思う。



▲平松武者踊り

子育て支援策の充実を



平岡きぬえ

日月で実施した。今後検討し方針を決める。

課長 乳幼児医療で領収書を役場窓口を持ってきてもらうのは意識付けもある。県は、来年度所得制限を引き下げる。

介護保険料の軽減を

問 介護保険は、来年度計画の見なおしが行われる。現計画の総括を行い、住民の切実な要求である保険料・利用料の軽減策を求める。

町長 介護保険運営協議会で協議し策定する。国に負担軽減は働きかけない。保険料は、低額だ。

県行革は、町民の声に逆行

問 新県行革プランは、佐用にある健康福祉事務所・改良普及センター・土木事務所の廃止・縮小を計画しているが、命と暮らしを支える重要な機関であり県に存続を求めよ。

町長 難病や精神障害への迅速な対応が困難になる。農業は、高齢化で担い手育成などの指導体制は益々重要になる。土木事務所は、災害時の連絡体制が重要だ。それぞれ重要な施設であり県に維持を要望

問 子育て支援策は町の重要な施策だ。①「子育て支援センター」の建設にともなうスタッフの体制はどうなるのか。また、各旧町の「ママプラザ」は身近に相談できると親しまれているようになるのか。②保育園で耐震度調査が未だの施設など実態はどうなっているか。遊具の安全管理は。③学童保育の全校区での実施は。④小学校6年生までの医療費の窓口一部負担を廃止せよ。

町長 保健師など専門スタッフなど来年度に具体化する。「ママプラザ」は存続する。耐震度調査ができていない保育園は4園（佐用・江川・石井・三日月）。佐用は、来年改築する。幕山は、要改修の診断が出ているが、検討する。遊具は、昨年夏に業者に委託した。点検は計画的にしたい。学童保育は、今年の夏休み三

固定資産税 課税漏れ問題

「法律知らなかった」 は怠慢



鍋島 裕文

している。

問 下上月小集落事業後長期に渡って固定資産税が課税されなかった責任は住民にはなく、役場にある。

町名義でも実質の個人所有者に法律どうり課税しなかった責任はどう考える。

町長 今から見れば課税すべきものだったとしても、この間はわかっていなかったため非課税となっていた。

(旧上月町が)個人名義に移転登記しなかった責任はあるが、課税しなかった(佐用町)の責任はない。

問 法律を知らなかったから責任がないというのは、怠慢であり、無責任だ。

町長 今は(町名義のままでも)課税すべきと思う。来年度からは課税する。

上月ゴルフ延滞金8千万円
安易に放棄するな

問 会社更生手続き中の上月カントリー倶楽部の延滞金8千万円の回収を安易に放棄するな。県なども延滞金9千万円あるが、兵庫県も町と同じように放棄しているのか。

町長 県が免除するかどうかは「守秘義務」があり、答えられない。免除は、管財人の要請であり、本税1億6千万

円の一括弁済を条件としている。免除しなければ、破産の恐れがあり、そうなれば本税も回収できなくなる。

問 本当に破産するかどうか、疑問がある。管財人のかけひきという面もあるのではないかと。町の貴重な税収であり、安易な対応をするな。

町長 それなら、管財人を議会に呼びましょうか。

問 私は、希望する。

国保税を引き下げ、子どもから保険証を取り上げるな

問 共産党町議団が実施した町民アンケートには、国保税引き下げを求める多くの声が寄せられており、真剣に検討せよ。また、子どもの保険証を取り上げている実態は。

住民課長 事実としてある。

問 言語道断だ。厚労省通知は、「すべきでない」だ。

町長 厚労省通知を守る。



▲ママプラザ (上津中との交流会10月15日)



▲会社更生手続き中の上月CC

雇用促進住宅の存続求めよ



吉井 秀美

雇用促進住宅の追い出しにストップを

問 一方的な住宅廃止決定で入居者は退居を迫られ、困っている。この住宅がなくなれば、一つの集落が消滅し、その上、若い世代が町から転出する事態も起きる。町は、住宅廃止決定を白紙に戻すことを求め、入居者を守れ。

町長 雇用・能力開発機構は、全住宅を廃止、地元自治体か民間に売却を決定。左用住宅は、まだまだ耐用年数があり、町に必要かどうか考えをまとめていきたい。

利用しやすい 外出支援サービスに

問 共産党町議団が今春実施した「まちづくりアンケート」では、町の外出支援事業「さよさよサービス・福祉タクシー」を知らないお年寄りが44%以上、65歳の誕生日前に通知す

るなど周知に努めよ。

町長 引き続き宣伝する。

問 さよさよサービスの毎日運行、タクシー利用回数制限の廃止、利用料の軽減などの要望にこたえよ。

町長 (拒否) 現在の方式を続けたい。

指定ゴミ袋の改良を

問 町指定ゴミ袋の上部カットは結びにくくなったが、不良品ではないか。私自身は、宍粟市の物が使いやすいと思いい、持ち手、マチ付きの、ゴミ容器にフィットする袋に改良を求め続けてきたが、消費者の声を聞き、改良しないか。

町長 上部が幅広になり、問題が生じていることは理解している。使用者の意見も聞き、次年度以降の製作分を検討する。

町内に産科を

問 町民が長時間かけて検診、分娩に行っている実態と播磨科学公園都市に産科の開設をという声もあるが、喫緊の課題だ。状況はどうか。

町長 医療問題については今後も医師会と協議をしていき

町民憲章、町花、町木の制定について



大下吉三郎

たい。



▲雇用促進住宅

問 ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用として新佐用町が発足、その後「町章」もでき「両手を大きく広げた町民」と太陽に映える豊かな緑と清流」のイメージを重ね、将来像の「ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用」を親しみやすく表現した立派な町章ができています。

町民の誇りである町花、町木、総合計画の中にもある、基本理念をもとに、美しい自然の中にある旧町ごとの町花町木はどう扱うのか、まして「町民憲章」は住民一人ひとりの重要なおきてでもあり、合併後すでに3年が過ぎ早期に制定すべきではないか、町長に伺う。

町長 この町民憲章とは、理想とする町の将来像をめざし町民一人ひとりが幸せに暮らすために地域社会の一員として果たすべき義務とその規範を示すと共に、全町民がその決意を表明するものであると考えている。

また、健全な行政運営を目指すし懸命に取り組んでいるところである。そうした中で基盤づくりが始まったところであり住民相互の協働、住民行

政の協働のシステムが構築され、町民の皆様の思いがひとつの町民憲章や、町花、町木へと気運が高まっていくことを期待したい。制定には今しばらくの時間が必要と考えており、今後は、当然この町民憲章、町花、町木も制定するタイミング時期として区切りの5周年とか合併10周年の区切りと想っている。

問 町民憲章等について私は町民の思いが高まってくるところを待つのか、それとも行政として先導しなければならぬのか、私は先導すべきと考える。5年は長すぎると思うが。

町長 まちづくり推進会議をもって、住民自治の自治基本条例をつくり制定すべきと思っ

問 町長は制定することであり制定に向けての種まきをしていく。



▲秋の彼岸花

地球温暖化対策に対する

本町の取組は



井上 洋文

問 近年、異常気象や海面の上昇、乾燥地域の拡大や氷河の減少等地球温暖化の影響と思われる減少がいたるところで起こっている。通常国会で地球温暖化対策の推進に関する法律の改正案が成立した。この法律は平成9年の京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた環境施策の基本となるものである。本町においてどのような対処されるのか。

町長 本年5月地球温暖化対策実行計画を策定し、役場、学校を始め、公共施設について温室効果ガス総排出量を平成24年度までに6%削減するように取り組んでいる。

問 地域活性化へ農工商連携を単に、農産物を作って売

るだけでは経済的な波及効果に限界がある。農林業者が企業者と連携して相互の経営資源を活用し新商品や、新サービスを生み出すほか、工夫を凝らした取り組みを展開することで地域経済の活性化につながる。こうした農工商連携を促すために、地域を支える企業と農林業者が連携した事業に対し税制面で支援する農工商連携促進法が施行されたが本町としての取り組みは。



金谷 英志

消防の広域化で町民を守れるか

学習の中で指導している。



▲太陽光発電システム設置の屋根

問 政府は、人口30万人をめどに消防の広域化を進めようとしているが、広域化により町民の生命・財産は守れるか。

町長 県消防広域化検討委員会の素案では、11消防本部にまとめ、佐用町は相生市・赤穂市・上郡町・たつの市・太子町・宍粟市の組み合わせ案で、県下2番目の広さを管轄することになる。

当然、広域化によって消防力の低下があつてはならない。素案に対しては、「西播磨、一つの消防本部案では小規模本部の集まりとなり、管轄区域が拡大され今後発生する課題の解決につながらない」と回答した。

問 広域化に関しては、「市町村の自主性を損なわない」「現職の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう」とされている。これをどう図るか。

町長 議論の過程において、消防関係者や住民の皆さんの意見を求めていく。

問 は 自然エネルギーへの取り組みは 風力、太陽光、バイオマス、小水力といった自然エネルギーは、小規模で分散型の

取り組みが可能なため町レベルでも取り組める重要な温暖化対策の一つになっている。

町としてエネルギー政策を明確に位置付け、温暖化対策計画や政策の担当部署・職員の体制整備をまず行うべきではないか。

町長 エネルギーの有効利用資源リサイクル、環境問題の発信等、まちづくり課と住民課で検討している。

問 生活道路整備を 合併協定の「新町まちづくり計画」では地域の幹線道路網の整備として、県道・上福原佐用線、上三河平福線と「くらしの道」整備を掲げている。これらの確実な推進を県に求めるべきだ。

町長 県財政により不透明だが、引き続き県に強く要望する。



▲佐用郡消防署

猪・鹿対策と ふる里納税について



山本 幹雄

ターンで佐用町に戻ってこようと言う方も、帰って来られなくなってしまう。町長は抜本的解決に取り組まないことには後で大変なことになるのではと考えるが町長の考えを伺う。

猪・鹿等の獣害対策は

問 猪や鹿またはその他の獣による獣害が以前から報告されている。田畑を掘り起こしたり、作物を食い荒らしたり農家の方にとって大変な被害をもたらしている。私達が子供のころには聞きなれないような名前前の動物被害までが近年報告されている。

対策として、行政も金網や電気柵等の補助を行なってきたが、その効果も近年以前ほどでなくなってきたというように思う。獣が荒らした後の田畑は収穫も少なく、酷い時には殆ど収穫できないことさえある。そんな状態が続けば農業を維持していくことに限界を感じ、さらに放棄田が増えることになる。

将来佐用町に残ろうかという若者も、またＩターン・Ｕ

町長 猪・鹿等の対策について、今年には特に猪の出没が多い。県国に対し獣害対策の強化を度々要望してきた。防護策の設置を大きな対策として

国の補助制度に乗せ計画的な事業を行なってきた。今年度議員立法として施行された鳥獣害被害防止特別措置法により、被害防止対策についての財政措置、財政支援、権限委譲人材確保等の制度の活用により県と一緒に町獣害防止対策事業の計画策定を猟友会と協議を重ねているところであります。猟友会への捕獲委託、助成並びに1頭につき、1万円の補助を行なっており、小中型のヌートリア・アナグマ等については、自治会長からの依頼において罾の貸し出しを行なっている。

町民の健康を守れ！



笹田 鈴香

19年度実際に駆除した猪鹿の頭数は。猪、349頭・鹿約1200頭である。



問 今までの「まちぐるみ健診」が「特定健診」に変わった。同健診は、40歳から74歳が対象で国保、社保等各保険者が責任を持って実施することになっている。

「健診を受けようと思ったが、締め切りが早すぎて間に合わなかった」「受診したが項目が少ないので受けなければよかった。」社保等の扶養家族で「受診券がまだ来ない。」という人がいる。

特定健診の受診者数は1,490人と大変少ない。未受診者の健診は11月実施というが減つた理由は。

課長 制度内容が充実していないから。

問 佐用地域の案内チラシに実施日の間違いがあり問い合わせの電話に「ここにはチラシが無い。」その上、「厚生連に任せてあるので」など職員が無責任な回答だったが、自分の課のことであり対応がまづいのではないかとすればお詫びする。

課長 知らなかった。あったとすればお詫びする。
問 貧血・眼底検査、心電図などが無い。また、各地域で実施していた事後保健・栄養指導もない。町民の健康を守るためには町独自でも実施するべきではないか。

町長 しない。

問 問題点の多い「特定健診」で町民の健康は守れるか。

町長 今までどおり守れる。

問 旧佐用町の健康委員を復活させよ。

課長 自治会を通じて受診増になるよう勤める。

獣害対策特例を作れ。

問 今年の猪の出没と、荒らし方は異常だ。おり・わなの免許取得者が猟友会に入会しても駆除活動ができないと聞いている。特例を考えないか。

課長 検討中だ。

問 おり・わなの効果は。

町長 夏は効果がない。

郡役所を目覚めさせよ

問 大撫山に置いてあるコンテナに、解体した郡役所や埋蔵文化財が眠っている。郡役所の復元、展示公開を検討せよ。

教育長 今は考えていない。



▲特定健診のようす

イノシシや中型獣による 農作物被害が深刻！



石堂 基

中型獣やイノシシ増加に対する対策は

問 春季の畑作被害で中型獣（アナグマなど）の発生が多くなったが、被害状況について伺いたい。

町長 ノートリアやアナグマの個体処理を十数件行ったが作物被害の調査は行っていない。

問 山の生態実態として、タヌキの減少によりアナグマの生息域が拡大している。このままでは、イチゴやスイカなどの畑作被害が増加する恐れがあるので、捕獲箱などの対策が必要である。

問 今季のイノシシ発生状況を見ると、多くの地域で親子が確認されている。これもタヌキの減少など生態環境の変化によるもので、今後の個体数の大幅な増加が心配される。

有害獣対策として、駆除費の引き上げや猟期内駆除の補助オリ等の製作補助が必要である。

町長 効果的な方法を考えていく。

問 畑作も含めて獣害被害が続くと営農意欲が衰退してしまふ。農地保全の観点からも緊急的な対策を望みたい。

「産廃問題」の現状について
問 「産廃問題」解決が約束された三月の幕山住民説明会以降、事業推進関係者による陳情や事業手続きとしての「公害防止協定締結」の要請が町に行われたと聞いているが、これらに対する町長の考え方を伺いたい。

町長 八月に才金集落から陳情書が提出されたが、才金で事業同意されていることはこれまでと同様であり、新たな変化とは考えない。

また、「公害防止協定締結」要請もあつたが、協定締結は事業開始が前提であり、中止を求めている立場から締結はあり得ない。事業中止を行い、

常任委員会 報告

地域の混乱を正常化することが最優先である。



▲いちご畑を荒らすアナグマ

厚生常任委員会

委員長 山本 幹雄

第23回定例会において、議案4件が本委員会に付託され、審議を行なった。審議の結果については次のとおりである。

議案74号

佐用町認可地縁団体条例の一部を改正する条例について

「今回の条例改正は公益法人制度の3法が平成18年の6月に公布され、この20年度の12月1日から施行される事で、印鑑条例についても改正をする必要が生じたためによる改正である。

3法は、

1つ目は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律。

2つ目は、法人の登記だが、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律。

3つ目は、上記2つの法律改正による関係法令の整備等による法改正である。

今までは、民法によつての法人格の許可とかであったが今後は法律によつて法人格が登記できるようになった。

問 どういう団体がこの認可を受けるのか。

町長 集会所・土地とかを集落名義で持とうとしたとき。

問 手続きが簡単になるのか。

町長 許可制が登録制になっている点においては変わったが、書類的にはあまり変わっていない。

採決の結果：賛成全員で、原案のとおり可決された。

議案第77号

佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

休止料金制度を今回廃止するというものである。

問 問題は無いのか。

町長 問題は無い。

問 次の日からでも休止。

町長 水道のほうは手数料が発生する。

問 どれぐらいの収入減額になるのか。

町長 100万円ぐらいは見ておく必要がある。

採決の結果：賛成全員で、原案のとおり可決された。

議案第78号

佐用町コミュニティ
・プラント、農業集
落排水処理施設条例
の一部を改正する条
例について

条例の内容としては、休止料金の廃止に関するものと同じであります。

採決の結果：賛成全員で、原案のとおり可決された。

議案79号

佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について

本案についてもさわか協議会の形を準用し、基本的に休止料金の廃止に関するもので、条例改正された。

問 個別浄化槽を休止すれば問題は生じないか。

町長 問題ない。

採決の結果：賛成全員で原案どおり可決された。

以上で厚生委員会に付託された事件4件についての報告とする。

厚生常任委員会 が行政調査実施

実施日時 7月15日・16日

調査場所 高知県の町及び香美市

調査目的 子育て支援センター事業の検討

調査事項 いの町及び香美市における子育て支援センター事業運営調査

調査内容

支援センターの主な活動内容

○育児についての相談指導

○子育て講座（健康づくり・食生活・遊びなど）の実施
○子育てサークルの育成・支援

○保育資源等の情報提供

○家庭保育者への支援

○子育て通信の発行

○職員の配置

保育士・保健師・学校教育課主幹

□現地調査における主な質疑

・運営予算

・利用状況の推移

・年間事業計画内容

・職員の配置状況

・主管課以外の連携状況

・運営上の事故、トラブル

・今後の課題等について

▲現地調査のようす

厚生常任委員会では、調査成果を十分に踏まえて「子育て支援センター」事業の検討を引き続き進めている。

全議員研修会報告

西播地区・町議会議員研修会が8月18日に福崎町「エルデホール」にて開催され、町議会議員20名が出席した。

「地方財政の現状と課題」について兵庫県市町振興課副課長松原昭雄氏の講演を聞き、これから、ますます厳しくなる地方財政について、議会の監視機能の重要性を実感し、また、今後の町政への政策提言等に活かしたいと研修会を後にした。



議会放映に向けて調査研究中

昨年度、高度情報化（光ケーブル）事業が完成したことに伴い佐用チャンネルでの議会中継放送の研究のため、10月7日に議長、総務・厚生・産業建設常任委員長・議会運営委員長及び広報特別委員長が、ケーブルテレビにより議会中継を実施している岡山県美咲町を視察した。

○番組制作と議員のかかわりについて

○当初予定経費と現状経費

○中継後の町民の反応、費用対効果は。

○議会中継時間及び議員一人の時間は。

主な質疑

○番組制作の留意点及び職員体制について



議会のうごき

10月

- 9日 議会運営委員会
全員協議会
- 議員定数適正化調査委員会
- 広報特別委員会
- 14日 15日 全常任委員会行政視察
- 20日 正副議長研修会
- 21日 議長杯ゲートボール大会
- 24日 議長杯グランドゴルフ大会
- 27日 総務常任委員会
- 29日 例月出納監査
- 31日 県議長会監査

11月

- 6日 厚生常任委員会調査
- 6日 7日 産業建設常任
委員会行政視察
- 14日 一般質問受付
- 西播磨市町議長会
- 19日 町村議会議長会全国大会
- 20日 一般質問締切日
- 全議員研究会(神河町)
- 21日 議会運営委員会
- 25日 議案書配布予定日
- 28日 広報研究会

12月

- 2日 12月定例議会開会
- 播磨高原
- 正副管理者・議長会
- 3日 一般質問
- 4日 一般質問
- 5日 一般質問(予備日)
- 8日 総務常任委員会
- 9日 厚生常任委員会
- 10日 産業建設常任委員会
- 16日 播磨高原定例会
- 18日 12月定例議会閉会

年賀状は
ご遠慮させていただきます

私たち議員は、公職選挙法により町民のみなさんに時候のあいさつ(年賀状)を出すことは禁じられています。失礼いたしますがご了承ください。

次回定例会は
12月2日(火)
から
12月18日(木)
開会予定



▲郡役所会館

◆明治17年に建築され、県行政の出先機関として活用された貴重な建造物である。昭和56年には「郡役所会館」として移転し、その後、郡教育委員会事務局庁舎として平成9年まで使用された。

編集後記

霜月、播州の山々が、紅葉に包まれ深い霧に閉ざされる頃となると町にも冬が訪れます。

初秋、錦秋、晩秋とうつりゆく「秋」は町外に嫁がれたり、里を離れ生活をしている人達にとつては殊のほかふるさとへの思いが募るものだと聞きます。

9月議会において2名の議員から「ふるさと納税制度」について一般質問がありました。この制度は、ふるさとを離れ他の市町村にお住いになるみなさんや町民が佐用町を指定先として寄附をお寄せいただく制度で、寄附された方は町県民税の税額控除と一定額の所得控除が受けられ、その御厚志を条例を制定し町の活性化に役立たせたいとの願いを持っています。

今月号表紙写真は、三河に伝わる子供歌舞伎の皆さんに登場願いました。ふるさとにつたわる伝統芸能は次世代までも伝えていきたいものです。今、再建が望まれる前郡役所会館(写真上)は、明治時代に建てられた西洋建築様式を色濃く表現した建築物で、郡役所、地方事務所として佐用郡の地方行政が語られたところです。先の子供歌舞伎や、この建物のような古くから郷土に伝わる先人の息遣いをたいせつにするのも現代を生きる私たちの務めだと考えます。こんなところにもふるさと寄附金を活かされてはどうでしょうか。



広報編集委員

- 委員長 吉井 秀美
- 副委員長 片山 武憲
- 森本 和生
- 山田 弘治
- 石黒 永剛
- 平岡きぬえ